中学校部活動の地域展開についての“おたより”です



令和 ８ 年 ７ 月 号 （No.15）
伊那市立中学校部活動の地域展開協議会
事務局：伊那市教育委員会学校教育課

※ 今回も「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」別冊資料（地域クラブ活動に関する認定制度）（令和７年 12 月：文部科学省）の内容について、紹介します。

テーマ　認定地域クラブ活動の認定要件について（その２）

＜認定地域クラブ活動認定要件②＞

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

○ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活が送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること

○ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

■ この要件は、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）に示された内容を基盤としています。
成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう設定されたものです。
従って、生徒の心身の健康を考えるとき、この要件は重要です。原則として、休日の１日以上の休養日を設けることが必要です。平日と休日の組み合わせの工夫などによりハイシーズンの土日の二日間活動する形態もあり得ますが、週末の活動が常態化しないよう、配慮しなければなりません。
また、長期休業中等に、一定期間のオフシーズンを設定することも提案されています。

＜認定地域クラブ活動認定要件③＞

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

○ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉名参加費等が設定されていること

■ 学校部活動ではかからなかった指導者への謝金や傷害保険に加入する費用などは、地域クラブ活動では必要な経費になります。
国は、週１回・月４回の活動での参加費の目安を月額 1,000 円～3,000 円としています。
参加費の内訳は、指導者への謝金・施設利用料・事務局経費・消耗品費など、全体にかかる経費を指しています。
（ユニフォーム代・用具代、遠征費、大会参加費、保険料など、個人にかかる実費は別です）

■ 伊那市では、受益者負担を原則にしていますが、できるだけ負担を少なくするために、「伊那市認定地域クラブ活動」という制度を設け、認定された地域クラブ活動では、学校施設や備品などは、学校部活動と同じように無償でお使いいただけます。